令和7年4月1日

**対象被保険者の皆様へ**

長野県機械金属健康保険組合

令和7年度　歯科健診受診のご案内

長野県歯科医師会と健康保険組合連合会長野連合会との契約を基本とした歯科健診を実施します。

歯周病は生活習慣病（糖尿病・脳卒中・虚血性心疾患）と関係しています。健康を保つためには、歯周病の予防や治療が大切です。なお、健診は6月1日からの実施です。

つきましては、下記の内容にて、受診していただきますようご案内いたします。

記

**Ⅰ．健診の対象者**

**被保険者全員　　（任意継続被保険者は対象外です）**

**Ⅱ．健診項目と契約料金**

|  |  |
| --- | --- |
| 健　診　項　目 | 契約料金 |
| 虫歯、歯周病、歯垢、歯石、歯並びと噛み合わせのチェック、その他お口に関わるご相談 | 3,300円（含消費税） |

※健診後、治療が必要となった場合は、健診日翌日から健康保険で治療します。

この場合、初診料はかからず再診からとなります。但し、再診は健診日翌日から１ヵ月以内です。

**Ⅲ．健診補助**　（補助は1年度間を通じて1回限り）

　　　**「歯科健康診査票」による健診費用は全額組合が負担　（窓口負担無料）**

　　　※歯科健康診査票は、長野県内のみの取扱いで、長野県以外は使用できません。

**Ⅳ．受診方法**

　　　１．事業所の担当者から、「歯科健診受診の案内」及び「歯科健康診査票（4枚複写）」をお求めください。

　　　２．「長野県歯科医師会加盟の歯科医院」を予約し、「歯科健康診査票（4枚複写）」を持参して受診してください。※長野県歯科医師会加盟の歯科医院は、長野県歯科医師会ホームページをご確認ください。

　　　　　　　≪http://nagano-da.or.jp/≫

　　　３．**長野県以外にお住まいの被保険者は**、「歯科健康診査票（4枚複写）」を使用しての健診はできません。

※健診希望者は、Ⅱの健診項目を実費で受診し「県外用・歯科健診費用請求書」にて、健診結果と領収書

の写しを添付し、当組合へ直接請求してください。**３，３００円を限度に補助**します。

　　　　　 ※歯科医院によっては、健診料金や健診結果の記載が高額な場合がありますので、必ず料金を確認してから受診していただくようお願いします。

※費用請求の際、個人口座を振込先に記載するときは、間違いないよう口座番号等よく確認して記入をお願いします。

**Ⅴ．健診受診期間**

**令和7年6月1日～12月31日**　（資格喪失後の受診はできません）

**Ⅵ．その他**

保険証を使用して検査を受けた場合は補助できません。

**【長野県内における歯科健康診査票による歯科健診受診の流れ】**

②

①

健保組合　　　 　　　　　 事業所 　　　　　　　　 受診対象者

⑦

⑥

③

④

健保連長野連合会

⑧

⑤

④

　 長野県歯科医師会　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　歯科医院

⑨

①健保組合は事業所に、「歯科健診取扱通知」、「歯科健診票」を送付

　　　②事業所は健診希望者に、「健診受診の案内」、「歯科健診票」を配布

　　　③健診希望者は、「歯科医院」を予約し、健診当日、「歯科健診票」を持参して受診

　　　④歯科医院は健診後、健診票の一部（健診結果）を受診者、残りを県歯科医師会へ提出

　　　⑤県歯科医師会は、健保連長野連合会へ健診料を請求

　　　⑥健保連長野連合会は、健保組合へ健診料を請求

　　　⑦健保組合は、健保連長野連合会へ健診料を支払う

⑧健保連長野連合会は、健保組合から徴収した健診料を県歯科医師会へ支払う

⑨県歯科医師会は、健診料を歯科医院へ支払う

**受診方法等について、分からないことがありましたら、当組合にお問い合わせください。**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　長野県松本市大手3-6-20

【担当　山田　小林】

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　℡　0263-32-1878